

香川県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第43号

香川県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則（案）

香川県職員退職手当条例施行規則（平成18年香川県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																														
<p data-bbox="224 470 313 502">附 則</p> <p data-bbox="145 550 235 582">3 略</p> <p data-bbox="145 734 257 766">附則別表</p> <table border="1" data-bbox="183 769 1070 1289"><thead><tr><th colspan="2">略</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成21年4月1日から平成22年3月31日まで</td><td>略</td></tr><tr><td>平成22年4月1日から平成23年3月31日まで</td><td>年1.8パーセント</td></tr><tr><td>平成23年4月1日から平成24年3月31日まで</td><td>年1.9パーセント</td></tr><tr><td>平成24年4月1日から平成25年3月31日まで</td><td>年2.0パーセント</td></tr><tr><td>平成25年4月1日から平成26年3月31日まで</td><td>年2.2パーセント</td></tr><tr><td>平成26年4月1日から平成27年3月31日まで</td><td>年2.6パーセント</td></tr><tr><td>平成27年4月1日から平成28年3月31日まで</td><td>年2.9パーセント</td></tr><tr><td>平成28年4月1日から平成29年3月31日まで</td><td>年3.4パーセント</td></tr><tr><td>平成29年4月1日から平成30年3月31日まで</td><td>年3.6パーセント</td></tr><tr><td>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで</td><td>年3.9パーセント</td></tr><tr><td>平成31年4月1日から平成32年3月31日まで</td><td>年4.0パーセント</td></tr><tr><td>平成32年4月1日以後</td><td>年4.1パーセント</td></tr></tbody></table>	略		平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	略	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	年1.8パーセント	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	年1.9パーセント	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	年2.0パーセント	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	年2.2パーセント	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	年2.6パーセント	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	年2.9パーセント	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	年3.4パーセント	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	年3.6パーセント	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	年3.9パーセント	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	年4.0パーセント	平成32年4月1日以後	年4.1パーセント	<p data-bbox="1220 470 1310 502">附 則</p> <p data-bbox="1142 550 2094 686">3 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年香川県条例第16号）附則第16項第2号及び第19項に規定する規則で定める利率は、附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率とする。</p> <p data-bbox="1142 734 1254 766">附則別表</p> <table border="1" data-bbox="1180 769 2067 1289"><thead><tr><th colspan="2">略</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成21年4月1日以後</td><td>略</td></tr></tbody></table>	略		平成21年4月1日以後	略
略																															
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	略																														
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	年1.8パーセント																														
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	年1.9パーセント																														
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	年2.0パーセント																														
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	年2.2パーセント																														
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	年2.6パーセント																														
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	年2.9パーセント																														
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	年3.4パーセント																														
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	年3.6パーセント																														
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	年3.9パーセント																														
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	年4.0パーセント																														
平成32年4月1日以後	年4.1パーセント																														
略																															
平成21年4月1日以後	略																														

附 則

この規則は、公布の日から施行する。